

議員提出第2号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成26年9月25日

大阪府議会議長 様

提出者

清水 義人	花谷 充愉	富田 健治
宮原 威	奥田 康司	澤田 貞良
北口 裕文	吉村 善美	

賛成者

加治木 一彦	三宅 史明	中村 広美
藤村 昌隆	川岡 栄一	樋口 昌和
垣見 大志朗	八重樫 善幸	三浦 寿子
林 啓二	西尾 博道	大橋 章夫
杉本 武	大山 明彦	肥後 洋一朗
岩下 学	内海 久子	後藤 太平
山下 浩昭	谷川 孝	酒井 豊
岩見 星光	朝倉 秀実	しかた 松男
釜中 優次	岡下 昌平	奴井 和幸
栗原 貴子	吉田 利幸	出来 成元
北川 法夫	杉本 太平	岡田 義信
宗清 皇一	半田 實	上の 和明
吉田 保蔵	中村 哲之助	森 みどり
柴谷 匡哉	前田 佳則	堀田 文一
曾呂利 邦雄	くち原 亮	中野 まさし
西 恵司	みつぎ 浩明	小林 雄志
堀口 和弘		

議員提出第2号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪府議会規則第 号

大阪府議会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会議規則（平成三年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十七章 議員の派遣等 （議員の派遣等） 第二百二十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣する議員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて選定する。</p> <p>4 前項の規定は、議会以外の者が設置する機関の委員等として議員を推薦する場合について準用する。</p>	<p>第十七章 議員の派遣 （議員の派遣） 第二百二十五条（略）</p> <p>2（略）</p>

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

提 案 理 由

大阪府議会における議員の派遣等について、その選定は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当てて行うという基本原則を定めるため、現行規則の一部を改正しようとするものである。